

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鮫川村は、福島県の南端「東白川郡」の北東部で、阿武隈高原南部の頂上部にある。標高は320mから797mで、集落は400mから650mの範囲に散在している。総面積の約4分の3は山林が占め、起伏の多い丘陵高原にあるため、耕地は山ろくの傾斜面と山あいにはひらけている。

人口は、昭和30年の8,256人をピークに年々減少を続け、平成27年には、3,577人となり、高齢化が進展し、年齢3区分別に見ると、年少人口12.1%、生産年齢人口53.8%、高齢人口34.1%となっている。今後も人口は減少傾向で推移し、2040年には、2,460人まで減少すると推計される。

古くから農林業が主体の村であるが、昭和47年以降、工場誘致が進められ、縫製、弱電、精機等の製造業が小規模ではあるが、第二次産業として定着した。就業者数は減少傾向で推移しており、産業別に見ると、平成27年には、第一次産業21.5%、第二次産業39.8%、第三次産業38.7%となっている。

現在、村内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された地域の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、中小企業の誘致や育成に取り組んできたが、引き続き村内企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内における中小企業の産業競争力を向上させ、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鮫川村の産業は、農林業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が鮫川村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

鮫川村の産業は、役場周辺のほか、渡瀬地区、工場団地など村内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、鮫川村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

鮫川村の産業は、農林業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が鮫川村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。